

公益財団法人北海道科学技術総合振興センターにおける 競争的資金等の不正防止に関する基本方針

【目的】

第1条

公益財団法人北海道科学技術総合振興センター（以下センターという）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）に基づき、センターにおける公的研究費の不正を防止することを目的として、以下の通り基本方針を定める。

【責任体系】

第2条

競争的資金のセンター内での運営・管理に係る責任者、責任体系、責任の範囲と権限等を明確化しセンター内外に周知・公表する。

【環境整備】

第3条

競争的資金の適切な運営・管理に向け、競争的資金に関わるセンター役職員の意識向上に努め、外部からの告発等の取扱や懲戒のために必要なルールを整備する。

【不正防止計画の策定】

第4条

機関内において不正を発生させるリスク要因を把握することに努め、不正防止計画を策定し実施する。

【研究費の適正な運営管理】

第5条

競争的資金による研究費等の運営管理のために必要な規程やルールを整備し適正に予算を執行する。

【モニタリングの実施】

第6条

この基本方針の実効性を担保するために、内部監査規程等に基づき定期的なモニタリングを行う。

以上

平成28年6月29日制定